

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業

公募型プロポーザルに係る質問と回答

令和6年12月17日
丹波市生活環境部環境課

番号	質問項目	頁	質問内容	回答
1	仕様書	1～4	充電器設置場所は、既存設置場所以外は可能でしょうか？	現設備が設置されている施設の敷地内で位置を変える提案や、仕様書に示す4か所以外の市公共施設に設置する提案も可能ですが、施設側との調整が必要になります。 ※既存設備の撤去が前提です。
2	仕様書	1～4	超急速充電器の複数台設置は可能でしょうか？	複数台設置の提案も可能です。 ただし、設置位置を現設備の位置と変える場合、施設側との調整が必要になります。
3	仕様書	1～4	キュービクル、引込柱の設置場所に制約はございますか？	現時点で明確な制約はありませんが、設置位置を現設備の位置と変える場合、施設側との調整が必要になります。